

(仮称) 大麻町総合防災センター整備事業の管理運営に向けたサウンディング調査 実施要領

1. 調査の目的

本市では、市西部の大麻町に、新たな防災施設となる（仮称）大麻町総合防災センター（以下、当施設という。）の整備を進めています。

整備方針として、単なる防災施設ではなく、日常時も非常時にも、連続的に価値を有した施設として、地域に親しまれ、地域活力に満ちた施設となるよう、当施設の運営管理に係る市場性や事業性等を確認したいと考えております。

管理運営手法については、民間のノウハウやアイデアを活用するため、指定管理者制度の活用を含め検討しておりますが、本調査については、民間事業者の参画の可能性や対話を通しての市場の把握、指定管理者の公募に際しての諸条件の整理、また、施設の管理者運営者目線からの施設の配置や平面プランへの所見の収集など、今後の事業を推進させるための情報収集を目的に実施いたします。

なお、今回の調査は、当施設を運営する事業者を選定するために実施するものではありません。

2. 調査対象施設の基本情報

(1) 事業内容

① 整備予定地 鳴門市大麻町板東字東山田 7 1 - 1 他

② 敷地面積 約 4, 2 0 0 m²

(2) 施設概要

① 構造規模 鉄骨造 2 階建て（一部 3 階）

② 延床面積 約 1, 4 3 0 m²（建築物の規模の詳細などについては、現在検討中）

③ その他 施設の老朽化等から既存の大麻分署、板東連絡所、板東消防分団詰所を合築するほか、日常時の交流促進やにぎわい創出の空間、災害時には市の災害対策本部を補完できる性能を有する。

(3) 整備方針

本調査の結果を踏まえ、必要に応じて指定管理候補者の公募を行い、鳴門市が施設整備を行います。今後の予定は下記の通りです。

令和 8 年 1 月～実施設計

8 月～建設工事

令和 9 年度末 ～開業

(4) その他

施設概要等については、資料①『(仮称) 大麻町総合防災センター整備基本計画』(令和6年2月)を参照してください。

3. 対象者

- ・本事業に興味・関心がある民間事業者等(当事業への参加意向を有する法人・団体・グループなど)。
- ・次のいずれかに該当する場合は申込することができません。

ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ) 本市の入札制度の参加資格停止または指名停止措置の対象となっている者

ウ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)またはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)

エ) 暴力団または暴力団の構成員等の統制の下にある者

オ) 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人。

- ・成年被後見人または被保佐人
- ・破産者で復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者
- ・暴力団の構成員等

カ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定または再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

キ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条または第8条第1項に違反する者として公正取引委員会または関係機関に認定された日から2年を経過しない者

ク) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

ケ) 特定の政治活動または宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

コ) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税(法人事業税・法人県民税等)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者

4. 参加申込について

- (1) 申込期間 【様式1】 令和7年6月16日（月）～7月10日（木） 午後5時必着
- (2) 質問受付期間 【様式2】 令和7年6月16日（月）～6月30日（月） 午後5時必着
- (3) 質問に対する回答 令和7年7月4日（金）までに随時、市公式ウェブサイトに掲載
- (4) 申込先 電子メールアドレス：kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp

①「電子メール件名」：【サウンディング調査申込】としてください。

②「電子メール添付」：「【様式1】 エントリーシート」

：「【様式2】 質問シート」（ご質問がある場合のみ）

③申し込み確認後、担当より受付完了の連絡をいたしますが、連絡ない場合、お手数ですが、

8. 問い合わせ・連絡先までご連絡ください。

5. ヒアリング日時及び場所（アイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。）

- (1) 日時 令和7年6月16日（月）～令和7年7月22日（火）

※ 1事業者当たり30分～1時間程度

- (2) 場所 鳴門市役所 本庁舎 会議室（予定）

※日程と場所については、申込後、個別に調整いたします。

6. ヒアリング内容

- (1) （仮称）大麻町総合防災センターの運営管理に対する参加意欲について
- (2) 必要となる内装工事や什器類について
- (3) 実施設計業務を実施する際に、市に望むこと（現状のプランへの意見含む）
- (4) 民間事業者が負担できると考えている具体的な維持管理範囲について
- (5) 指定管理者を公募する際に、市に望むこと（諸条件の設定等）
- (6) 運営管理の人員配置や災害等緊急時の連絡体制について
- (7) 地域住民との関わりについて
- (8) 当施設を活用した周辺地域振興施策のアイデアについて
- (9) その他当施設に関しての提案や意見について

※ ヒアリング内容に関する説明資料が必要であると判断した場合には、電子データおよびヒアリング当日に6部資料をご用意ください。（説明資料の様式については任意とします。）

なお、お持ちいただいた資料は返却しませんので御了承ください。

7. 留意事項

(1) 参加及び調査内容の取扱い

- ① 調査への参加実績は、今後の当施設の指定管理候補者選定における評価の対象となるものではありません。
- ② 本調査で聞き取りを行った内容は、指定管理候補者選定に係る公募条件を検討する際の参考としますが、必ずしも公募条件や応募資格に反映されるものではありません。
なお、双方の発言は、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら双方を拘束するものではないものとします。
- ③ 本調査の趣旨から明らかに外れた提案等については、調査の対象外とします。

(2) 調査に関する費用

調査への参加に要する費用は、御参加いただく民間事業者等の負担とします。

(3) 調査への協力

必要に応じて追加の質問や対話(電話連絡・文書照会含む)・アンケート等を行うことがあります。

(4) 実施結果の公表

実施結果については、概要を市公式ウェブサイトで公表しますが、民間事業者等の名称は公表しません。公表範囲は市で判断しますが、必要に応じて「公表不可」となる部分をお知らせください。

8. 問い合わせ・連絡先

郵便番号：772-8501

住所：徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地

担当：鳴門市 企画総務部 戦略企画課 藤倉・吉川

電話：088-684-1102

FAX：088-684-1336

Eメール：kikaku@city.naruto.tokushima.jp